

## 平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市立東部および北部学校給食共同調理場における調理配送業務等を委託するにあたり、業務実績や委託業務内容についての最も優れた具体的な提案を選定するため、平塚市学校給食共同調理場調理等業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業者選定の募集要項・審査基準等に関すること。
- (2) 審査基準に基づき業者を選定すること。
- (3) その他業者選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 学校教育部長(学校給食会副会長)
- (2) 学校教育部教育指導担当部長
- (3) 平塚市小学校長会会長
- (4) 平塚市小学校長会(学校給食会副会長)
- (5) 学校給食課長兼東部・北部学校給食共同調理場長
- (6) 学校給食課に勤務する栄養士
- (7) 平塚市学校栄養士会代表
- (8) 平塚市学校栄養士会代表

(選定委員会)

第4条 選定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長には学校教育部長を、副委員長には学校教育部教育指導担当部長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査の方法)

第6条 会議では、書類審査及びヒアリング(書類提出団体の企画提案説明)による総合的な審査を行い、最終的な選定順位を決定する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、学校教育部学校給食課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。